

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第107回

外商投資企業の解散清算（9）

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

これまで外商投資企業の解散清算手続について詳述してきたが、同テーマの最終稿となる本稿では、解散清算手続を終えた外商投資企業の抹消登記手続について説明し、最後に、解散清算手続における株主の法的責任についても触れることにする。

1 清算終了後の手続

Q1 外商投資企業X社（最高権力機構は董事会）は、会社の解散を決定し、審査許可機関の許可を受け、清算も終了しましたが、その後の抹消登記手続は、どのような流れで行うことになるのでしょうか。

A1 清算終了後は、X社の清算委員会が、審査許可機関に、董事会の確認を経た清算報告書と同社の批准証書を提出し、同機関から受取証明を受領することになります。そして、X社は、当該受取証明をもって税務、税関、外貨等の部門の登記抹消手続を行い、さらに、会社登記機関において抹消登記を行うことになります。

（1）抹消登記の手続

「中華人民共和国会社法」（以下「会社法」という）第189条は、「会社の清算が終了した後、清算委員会は、清算報告書を作成し、株主会、株主総会または人民法院に報告して確認を求め、且つ会社登記機関に報告送付し、会社登記の抹消を申請し、会社終了の公告を行わなければならない」と規定している。

一方で、「中外合弁経営企業法実施条例」（以下「合弁企業法実施条例」という）第95条が「合弁企業の清算業務が終了した後、清算委員会は、清算終了報告を提出し、董事会に提出して可決された後、審査許可機関に報告し、且つ登記管理機関で抹消登記手続を行い、営業許可証を返納する」と規定しているように、外商投資企業の場合、「会社登記機関」の前に「審査許可機関」に報告しなければならない、また、清算報告書の確認についても、「株主会、株主総会」で

はなく、株主会、株主自身または董事会等の「企業の権力機構」が行うものとされている（清算報告書の確認の詳細については「外商投資企業の解散清算（7）」を参照）。

この点については、商務部弁公庁が2008年5月5日に公布した「外商投資企業の解散及び清算業務を法に基づき適切に行うことに関する指導意見」（以下「商務部意見」という）第4条が、「清算終了後、清算委員会は清算報告書を作成し、企業の権力機構の確認を経た後審査許可機関に報告送付し、同時に審査許可機関に批准証書を返還しなければならない」と規定して確認している。

さらに、「商務部意見」は、「審査許可機関が清算報告書と批准証書を受け取った後、全国外商投資企業審査許可管理システムにおいて企業の終了に関する情報の入力と操作を完了し、且つシステムより受取証明を自動発行する。企業は受取証明によって税務、税関、外貨等の部門の抹消手続を行い、且つ会社登記機関に抹消登記を申請する」として、従来とは異なり、その後の各部門での抹消手続を受取証明によって行う旨定めている。

（2）抹消登記の必要書類

税務、税関、外貨等の各部門の抹消手続を終えた後、会社は、会社登記機関において抹消登記手続を行い、営業許可証を返納しなければならない（「合弁企業法実施条例」第95条及び「外資企業法実施細則」第77条）。

この抹消登記手続を行う際に提出が必要となる書類については、従来、国家工商行政管理総局が2005年に公布した「一部の外商投資企業登記書様式の修正についての通知」（以下「工商通知」という）が規定していたが、国家工商行政管理総局及び商務部が2008年10月20日に連名で公布した「外商投資企業の解散抹消登記管理に関連する問題の通知」第5条は、「工商通知」を一部修正し、以下の資料を要求している。

- ① 清算委員会の責任者が署名した「外商投資企業抹消登記申請書」
- ② 登記抹消に同意する旨の原審査許可機関の許可文書
 - ※ 経営期間の満了、人民法院または仲裁機構による解散・破産の裁定、行政機関による廃業命令・営業許可証の取消・設立許可の取消・会社設立登記の取消により抹消登記を行う場合は、提出する必要はない（会社の解散に審査許可機関の許可が不要な場合の詳細については「外商投資企業の解散清算（2）」を参照）。
- ③ 法律に基づいて作成された決議または決定
 - ※ 「会社法」、「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」及び会社の定款の規定に基づき作成された決議または決定（董事

会を含む「企業の権力機構」の決議等)をいい、決議または決定の内容と申請した事項が一致していなければならない。

※ 人民法院または仲裁機構による解散・破産の裁定、行政機関による廃業命令・営業許可証の取消・設立許可の取消・会社設立登記の取消により抹消登記を行う場合は、それぞれ、人民法院、仲裁機構の裁定文書、行政機関の決定を提出しなければならない。

④ 企業の権力機構または人民法院の確認を経た清算報告書

※ 「抹消公告を掲載した新聞サンプル」(「工商通知」添付書類「外商投資企業抹消登記の提出必要書類」規範要求第6項参照)の代わりに、「清算委員会の清算公告を掲載した新聞サンプル」を含めなければならないと変更された。

※ 「工商通知」が要求していた「税務と税関部門の発行した納税証明」は提出する必要はないが、会社の未納税金及び清算過程において発生した税金の完納(税関、税務の完納状況及び抹消状況を含む)、批准証書の返還並びに既に受領した商務部門の受取証明の状況について清算報告書において説明しなければならないとされた。

⑤ 分公司の抹消登記証明書

⑥ 営業許可証の正本と副本

⑦ その他の関連書類

以上の書類については、原則として原本を提出しなければならないが、また、外国語で記入されている書類については、翻訳会社の社印を押印した中国語翻訳文を提出する必要がある。

(3) その他

「合弁企業法実施条例」第96条は、「合弁企業の解散後、各種帳簿及び文書は、元の中国側合弁当事者が保存するものとする」と規定しているが、中外合作企業及び外資独資企業については特に規定がない。

この点、2008年1月15日に廃止された「外商投資企業清算弁法」第34条は、解散清算後の会社の帳簿等について、中外合弁企業及び中外合作企業については中国側当事者が保管し、外資独資企業については審査許可機関が指定した機関が保管するものとしており、今後も、実務上は同様の運用がなされるものと思われる。

一方で、「外商投資企業清算弁法」第33条第2項は、抹消登記手続に伴い、「全国的な新聞1紙及び当該省または市レベルの新聞1紙へ企業終了の公告を掲載しなければならない」と規定しているが、同法が廃止された現在は、当該公告は一般的には要求されていない。

2 株主の法的責任

Q 2 Y社は、中国でZ社を出資設立しましたが、経営状態が悪くなったため撤退を考えています。現在、取引先のA社に対して30万元の債務を負っている一方で、50万元の資産を有している状態ですが、Z社を清算するには手間も時間もかかるため、Y社は、Z社の清算をせずに夜逃げすることにしました。その結果、Z社は管理者のいないまま放置された状態となり、その資産価値も10万元にまで下落してしまいました。この場合に、A社が、Y社に対して、Z社の債務の支払を求めた場合、Y社は支払わなければならないでしょうか。

A 2 Y社は、Z社の債務30万元の内、現在の資産10万元との差額である20万元を、その不足分として支払わなければなりません。また、Z社の帳簿等が紛失され清算を行うことができなくなったような場合には、債務全額の30万元について支払わなければならないとなります。

近年、経営の悪化した会社の経営陣が、法が要求する清算手続を行わずに夜逃げ同然で会社を引き払うといった事態が増加し社会問題化している。

特に、給与等が精算されなかった労働者が暴徒化し、地元政府がその鎮静化のために代替払いをせざるを得ないといったこともあり、株主の逃げ得を取り締まる必要に迫られていた。

そのため、最高人民法院の「『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干問題の規定（二）」（2008年5月12日公布、同月19日施行。以下「人民法院規定」という）は、以下のように、清算時における株主の責任について規定し、その責任を追及する根拠を明確にした。

（1）清算未開始による株主等の責任

「人民法院規定」第18条第1項は、「有限責任会社の株主、株式有限会社の董事及び支配株主（以下「株主等」という）が、法定の期限内（解散許可の日から15日以内。詳細については「外商投資企業の解散清算（6）」を参照）に清算委員会を設置して清算を開始しないことにより、会社財産の下落、流失、毀損または滅失を招き、債権者が、それらの者に対して、生じた損失の範囲内で会社の債務について賠償責任を負担するよう主張した場合、人民法院は法に依って支持しなければならない」と規定し、株主等の清算未開始が原因で損失が生じた場合における債権者への賠償責任を明記している。

また、同条第2項は、「株主等が、履行義務を怠ったことに因り、会社の主要

な財産、帳簿、重要資料等が滅失して清算を行うことができなくなり、債権者が、それらの者に対して、会社の債務について連帯して弁済責任を負担するよう主張した場合、人民法院は法に依って支持しなければならない」と規定し、株主等の懈怠により清算ができなくなった場合の債権者への弁済責任についても明記している。

さらに、同条第3項は、より実態に沿った形で、「以上の状況が実質的支配者の原因によって生じ、債権者が、実質的支配者に対して、会社の債務について相応の民事責任を負担するよう主張した場合、人民法院は法に依って支持しなければならない」と規定し、株主等だけではなく、会社の実質的な支配者（例えば、ペーパーカンパニーを経由する形で会社を設立した株主の親会社等が想定される）に対しても上記の責任を追及できるものとしている。

なお、以上の責任を一部の株主等または実質的支配者が負担したが、その他にも株主等または実質的支配者がいる場合、責任を負担した者は、それぞれの過失の程度に応じて責任を分担するよう要求することができるとされている（「人民法院規定」第21条）。

（2）悪意の財産処分による株主等の責任

「人民法院規定」第19条の前段は、「株主等及び会社の実質的支配者が、会社解散後に、悪意で会社財産を処分して債権者に損害を生じさせ、債権者が、それらの者に対して、会社の債務について相応の賠償責任を負担するよう主張した場合、人民法院は法に依って支持しなければならない」と規定し、株主等による悪意の財産処分についての責任を定めている。

（3）違法な抹消登記による株主等の責任

「人民法院規定」第19条の後段は、「株主等及び会社の実質的支配者が、会社解散後に法に依る清算を経ずに虚偽の清算報告により会社登記機関を欺罔して法人抹消登記を行わせ、債権者が、それらの者に対して、会社の債務について相応の賠償責任を負担するよう主張した場合、人民法院は法に依って支持しなければならない」として、違法な抹消登記を行った場合の責任について規定している。

この点、抹消登記が行われてしまうと、弁済等の主体となる会社が存在しなくなり清算ができなくなるため、「人民法院規定」第20条第1項第一文は、「会社の解散は、法に依り清算が完了した後、抹消登記を行うよう申請しなければならない」と明記し、清算完了前の抹消登記を禁じている。

また、それを受けた同項第二文は、「会社が清算を経ずに抹消登記を行ったため会社が清算を行えなくなり、債権者が、株主等及び会社の実質的支配者に対

して、会社の債務について弁済責任を負担するよう主張した場合、人民法院は法に依って支持しなければならない」と規定し、抹消登記により会社が存在しなくなった後も、株主等などに会社の債務の弁済を求めていく道を残している。

さらに、同条第2項が、「会社が法に依る清算を経ず抹消登記を行い、株主または第三者が、会社登記機関が抹消登記を行う際に、会社の債務について責任を負担すると承諾し、債権者が、これらの者に対して、会社の債務について相応の民事責任を負担するよう主張した場合、人民法院は法に依って支持しなければならない」と規定し、株主または第三者が消滅する会社の債務を保証することを想定しているものと思われ、今後の運用が注目される。

なお、以上の責任を一部の株主等または実質的支配者が負担したが、その他にも株主等または実質的支配者がいる場合、責任を負担した者は、それぞれの過失の程度に応じて責任を分担するよう要求することができるとされている（「人民法院規定」第21条）。

（4）出資払込義務に対する株主の責任

「人民法院規定」は、以上の（1）乃至（3）の株主の過失責任に加え、さらに、株主の無過失責任として出資払込に関する責任を規定している。

すなわち、「人民法院規定」第22条第1項は、「会社の解散の際に、株主が未だ払い込んでいない出資金は全て清算財産とする」と規定しているが、これには、払込期限が到来しているが未だ払い込まれていない出資金はもちろん、分割払込により払込期限が未だ到来していない出資金も含まれる。

また、同条第2項は、「会社の財産が債務の完済に足りないときに、債権者が、出資金を未だ払い込んでいない株主、及び会社設立時のその他の株主または発起人に対して、未だ払い込んでいない出資金の範囲内で会社の債務について連帯して弁済責任を負担するよう主張した場合、人民法院は法に依って支持しなければならない」と規定し、「出資金を未だ払い込んでいない株主」だけでなく、「会社設立時のその他の株主」等にも、出資金の範囲内とはいえ、会社の債務に対する連帯責任を負わせている。

この点、「会社法」第3条第2項が「有限責任会社の株主は、その引き受けた出資額を限度として会社に対して責任を負担する。株式有限会社の株主は、その引き受けた株式を限度として会社に対して責任を負う」と規定するように、本来であれば、株主の責任はその引き受けた出資額を限度とするが、出資金の範囲内での連帯弁済責任を規定することにより、会社清算時には、株主有限責任の原則を若干修正したものといえる。